

学校法人小松原学園育成振興後援会 会則

(名称)

第1条 この会は、学校法人小松原学園育成振興後援会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、学校法人小松原学園（以下「学園」という。）の本部に置く。

(目的)

第3条 本会は、以下の事を目的とする。

- 1 学園の教育諸活動を支援する。
- 2 会員相互が有する教育的資源を活用し学園が一層発展していくことに協力する。
- 3 生徒奨学金の補助をする。
- 4 会員相互の親睦を深める。
- 5 その他生徒の育成目的に必要と認める事業の補助をする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するために、次の各号に該当する事業を実施する。

- 1 クラブ活動や校外での課外活動、その他生徒活動への経済的支援。
- 2 クラブ活動や校外での課外活動において活躍した生徒への褒賞。
- 3 学園の発展に貢献する各種記念事業への参画。
- 4 生徒奨学金への経済的支援

(会員)

第5条 本会の会員は、次の各号を種類とする。

- 1 正会員は、両校の卒業生保護者とする。
- 2 賛助会員は、両校の在校生保護者とする。（ただし、3年在籍時の本会総会後をもって正会員とする）
- 3 特別会員は、学園を支援する法人及び団体、個人とする。

(会員の期間)

第6条 本会の会員の期間は次のとおりとする。

- 1 正会員は、卒業該当年の5月本会総会後より翌々年5月本会総会日までとする。ただし、会員の継続は妨げることはできない。

- 2 賛助会員は、両校在学期間とする。(ただし、3年在籍時の本会総会までとする)
- 3 特別会員は会費を納入した当該事業年度とする。

(入会・退会)

第7条 賛助会員は学校の入学と同時に入会するものとし、また学籍を失うと同時に退会するものとする。

(予算)

第8条

- 1 本会の会計は、入会金及び会費、その他の収入によって運営する。
- 2 入会金及び会費は以下のとおりとする。
 - 1) 賛助会員の入会金は、500円とする。
 - 2) 賛助会員の会費は、入学時に12,500円とする。
 - 3) 賛助会員の2年次会費は10,000円とする。
 - 4) 賛助会員の3年次会費は15,000円とする。
(ただし、正会員後の第6条①項の期間も含む)
 - 5) 特別会員の会費は、法人30,000円、団体10,000円、個人5,000円を年間1口以上とする。
- 3 会費等の納入方法は次のとおりとする。
 - 1) 賛助会員の入会金は、入学時に納入する。
 - 2) 賛助会員の会費は入学時・及び学年の進級時に納入する。
 - 3) 特別会員の会費は、法人及び団体、個人は郵送にて案内する。
 - 4) 特別会員の会費は、年会費として入会時に納入する。ただし入会金は免除する。
- 4 保護者会、同窓会、保護者等からの寄付金等があった場合は、その寄付金等を運用資金に充てる
- 5 一度、納入された入会金及び会費は理由の如何を問わず返還しないものとする。
- 6 予算の執行については、会長・副会長の承諾を得たのち執行する。

(役員)

第9条

- 1 本会の役員は、次に掲げるとおりとする。
 - 1) 名誉会長 1名 (学園理事長)
 - 2) 名誉副会長 1～3名 (両校校長、法人)
 - 3) 会長 1名

- 4) 副会長 2名
 - 5) 幹事 4名 (正会員・賛助会員)
 - 6) 事務局 3～4名 (事務局長1名(教職員)、事務局2～3名(教職員))
 - 7) 会計 3名 (教職員2名、両校在校生の保護者役員より1名)
 - 8) 会計監事 2名 (正会員・賛助会員又は卒業生)
 - 9) 監事 2名 (正会員・賛助会員又は卒業生)
- 2 役員は、両校保護者会役員任期を満了した保護者及び教職員・卒業生より選出し、両校の在校生の保護者会役員からの選出も認めるものとする。

(役員選出)

第10条 本会役員選出は、次に掲げるとおりとする。

- 1 会長及び副会長の選任は、役員から立候補又は推薦された者の中から役員会において選出する。
- 2 事務局長は、学園職員の中から選出し、会長が承認する。
- 3 会計は、事務局長が教職員より1名指名し、副会長が正会員の両校保護者会役員より1名指名し、会長が承認する。
- 4 会計監事は、正会員又は賛助会員より選出し、会長が承認する。
- 5 監事は、正会員より選出し、会長が承認する。
- 6 幹事は、正会員又は賛助会員より選出し、会長が承認する。

(役員職務)

第11条

- 1 会長は、会務を総理し、その業務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行する。
- 3 幹事は、本会業務の主たる業務を担当する。
- 4 事務局長は、本会の事務全般を担当する。
- 5 会計は、本会の出納事務及び財務、財産管理の業務を担当する。
- 6 会計監事は、本会の出納事務及び財務、財産管理の状況を監査する。
- 7 監事は、役員職務執行を監査する。

(役員任期)

第12条

- 1 役員任期は2年とする。
- 2 役員再任は妨げることができない。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまではその職務を行う。
- 4 役員が任期途中において退任したときは、後任者を選任する。後任者の任期は前

任者の残任期間とする。

(役員会)

第13条

- 1 本会の役員会は、役員をもって構成し、毎年2回開催するものとする。但し、第14条による役員会を総会と称する。又、必要があるときは、臨時に役員会を開催することができる。
- 2 役員会は、次の各号について審議し、決定する。
 - 1) 会則、事業などの改廃。
 - 2) 事業計画並びに収支予算及び決算。
 - 3) 役員を選任及び解任。
 - 4) その他本会の運営に関して重要な事項。
 - 5) 本会の役員会は、会長が招集する。
 - 6) 役員会の議長は、会長がそれにあたる。
 - 7) 本会の役員会は、役員の2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。
 - 8) 本会の役員会の決定事項は、学園の運営するホームページにおいて開示する。

(事業報告書及び決算)

第14条 会長は、毎事業年度が終了した後、2か月以内に事業報告書、並びに収支計算書を作成し、監査を経て役員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計)

第16条

- 1 本会の経費は、会費及び寄付金、その他の収入をもって充てる。
- 2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、役員会で決算報告をする。
- 4 本会は、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。

(会則の変更)

第17条 この会則の改正は会員がこれを発議し、出席役員の過半数以上の賛成を必要とする。

(解散)

第18条 事業の目的達成が不能となる解散は、本会役員^の3分の2以上の同意を得なければならぬ。

(活動中止)

第19条 本会運営資金に不足を生じた場合、及び社会情勢の変化等により一時活動を中止せざるを得ない場合は、本会役員^の3分の2以上の同意を得るものとする。

(その他)

第20条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 令和4年5月25日 令和4年度第1回役員会により、育成振興会と後援会を総合組織し、新たに、育成振興後援会とし、会則を一部修正することが承認。

附則 令和5年4月1日より育成振興後援会として発足。

附則 令和5年4月1日より育成振興後援会の第1回総会までは、暫定的な役員で運営する。